

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 7 年 5 月 20 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「中田中央公園」の「指定管理者が」「中田農園」を利用した自主事業」として「2024 年のさつま芋掘り会」を実施し、「その準備から実施までのすべて当該公園の常駐する作業員たちの手によって執り行われてきた」、「彼らの日常業務は指定管理料で費用を賄っている」、「そのなかに」「準備・実施するための工数が含まれてしまったことになる」ため、「指定管理料がその本来の目的以外のために使われてきた」と記載していることから、令和 6 年度の中田中央公園の指定管理者に対する指定管理料の支出について摘示しているものと解されます。

しかし、他の住民監査請求（令和 7 年 3 月 31 日受付、同年 5 月 29 日結果決定）の監査において監査委員は、指定管理業務はその性質上、指定管理者の従業員の勤務時間を指定するものではなく、また、人員体制については、公園及び公園施設共通管理業務仕様書に示すとおり、本指定管理の実施を妨げない範囲において、かつ自主事業に係る人件費を指定管理者が自ら負担する場合であれば、管理業務体制に入っている従業員が自主事業に従事することは許容されることを確認しています。また、「中田中央公園の管理運営に関する基本協定書」（令和 5 年 1 月 26 日）においても、本指定管理の範囲外の業務について、「指定管理者の責

（裏面あり）

任と費用により、自主事業を実施することができる」ことが規定されています。

請求人は、管理業務体制に入っている従業員がさつま芋掘り会の準備等に従事していることをもって、さつま芋掘会に指定管理料が使われていることを主張していると解されますが、前述のとおり、当該公園の従業員が自主事業に従事すること自体は許容されています。

したがって、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。